

融合問題① (出題年度別)

〔No. 8〕仮設建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、避難施設に関する規定が適用されず、当該建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後 3 月を超えて当該建築物を存続させようとする場合、原則として、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。
2. 建替えのためその工事期間中、当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗で、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして特定行政庁の許可を受けたものについては、内装の制限に関する規定は適用されない。
3. 非常災害があった場合において、非常災害区域等のうち準防火地域内にある学校の用途を変更して地方公共団体が災害救助のために使用する病院で、その災害が発生した日から 1 月以内に当該用途の変更に着手するものについては、建築基準法令の規定は適用されない。
4. 建築物の用途を変更して一時的に使用する興行場で、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして特定行政庁の許可を受けるものについては、排煙設備に関する規定は適用されない。

[No. 19] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 一団地内に建築される 1 又は 2 以上の構えを成す建築物のうち、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する用途地域等の規定の適用については、当該一団地を当該 1 又は 2 以上の建築物の一の敷地とみなす。
2. 建築基準法令の規定による指定確認検査機関の処分不服がある者は、当該処分に係る建築物について建築確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。
3. 高さが 31 m を超えるホテルで、非常用エレベーターを設けていないことにより建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものについて増築する場合において、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の 1/2 を超えるときは、非常用エレベーターを設けなければならない。
4. 地盤が軟弱な区域として特定行政庁が規則で指定した区域外において、平家建ての木造の住宅で足固めを使用した場合は、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部に土台を設けなくてもよい。

[No. 20] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 地上 5 階建ての事務所のみ用途に供する建築物において、防火区画に接する外壁については、外壁面から 50 cm 以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている 場合においては、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅 90 cm 以上の部分を準耐火構造 としなくてもよい。
2. 病院の地階に設ける入院患者の談話のために使用される居室においては、採光のための窓その他の開口部の採光に有効な部分の面積を、その居室の床面積に対して 1/10 以上としないことができる。
3. 老人ホームにおけるエレベーターの昇降路の部分又は共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積が、当該老人ホームの床面積の合計の 1/3 を超える場合においては、当該床面積の 1/3 を限度として、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。
4. 階段の幅が 3 m を超える劇場の階段で、蹴上げが 15 cm 以下、かつ、踏面が 30 cm 以上のものにあつては、その中間に手すりを設けなくてもよい。

〔No. 8〕仮設建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 非常災害があった場合において、準防火地域である非常災害区域等に地方公共団体が災害救助のために建築する、延べ面積 1,000 m²、地上 3 階建ての応急仮設建築物の病院で、災害が発生した日から 1 月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は適用されない。
2. 災害があった場合において、準防火地域内に国が建築する、延べ面積 500 m²、地上 2 階建ての応急仮設建築物である官公署については、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関する規定は適用されない。
3. 防火地域内に建築する仮設店舗で、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして特定行政庁の許可を受けたものについては、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分への防火戸等の防火設備の設置に関する規定は適用されない。
4. 建築物の用途を変更して一時的に興行場として使用する場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして特定行政庁の許可を受けたものについては、内装の制限に関する規定は適用されない。

[No. 19] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 都市計画区域内においては、ごみ焼却場は、都市計画においてその敷地の位置が決定していない場合であっても、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築することができる。
2. 地区計画の区域のうち再開発等促進区内において、当該地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合した建築物については、用途地域内の建築物の制限に適合しない場合であっても、特定行政庁の許可を受けることなく新築することができる。
3. 建築基準法の規定による許可には、建築物又は建築物の敷地を交通上、安全上、防火上又は衛生上支障がないものとするための条件等を付することができる。
4. 建築基準法令の規定による指定確認検査機関の処分に不服がある者は、当該処分に係る建築物について建築確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。

〔No. 14〕事務所(避難階は1階)の5階にある居室(床面積50m²で、「避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準」に適合しない居室)の設計に際して、以下の条件に該当する開口部を設置することとした場合、窓その他の開口部を有しない居室の規定に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。【条件】・採光に有効な部分の面積の合計:2.0m²・換気に有効な部分の面積の合計:3.0m²・天井又は天井から下方80cm以内で開放できる部分の面積の合計:0.5m²・避難上有効な構造の開口部ではない。

1. 当該居室を区画する主要構造部を、耐火構造又は不燃材料で造らなければならない。
2. 当該居室においては、自然換気設備、機械換気設備等に関する所定の技術的基準に適合する換気設備を設置しなければならない。
3. 当該居室及び地上に通ずる主たる通路の内装を難燃材料で仕上げた場合、居室の各部分から直通階段までの距離を30m以下としなければならない。
4. 当該居室については、排煙設備を設置しない場合、避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として国土交通大臣が定めたものに適合させなければならない。